

ひかりライン

付加機能使用説明書

- 発信電話番号受信サービス
- 番号通知要請サービス

【発信電話番号受信サービスについて】

- 発信電話番号受信サービスとは、電話に出る前に、掛けてきた相手の電話番号が電話機などのディスプレイに表示されるサービスです。
- 掛けてきた相手の電話番号が通知されない場合、その理由がディスプレイに表示されます。

通信機器の確認

- 発信電話番号受信サービスのご利用には、発信電話番号受信サービス対応の電話機などの通信機器の設置とその設定が必要です。
- TA(ターミナルアダプタ)のアナログポートに、発信電話番号受信サービス対応の通信機器を接続して、発信電話番号受信サービスをご利用される場合、アナログポートが発信電話番号受信サービスに対応したTA の設置とその設定が必要です。

※お持ちの通信機器にディスプレイが付いていても、発信電話番号受信サービスに対応していない場合はご利用になれませんのでご注意ください。

通信機器への表示内容

- 掛けてきた相手の電話番号の通知状況によって、次のような内容が電話機やTA(ターミナルアダプタ)などのディスプレイに表示されます。

電話種別	電話回線のご利用形態	通信時の操作	表示例
固定電話からの通話	通常通知	相手の電話番号	「0312345678」
		「186」+相手の電話番号	
		「184」+相手の電話番号	
	通常非通知	相手の電話番号	「非通知」、「ヒツウチ」または「P」
		「186」+相手の電話番号	
		「184」+相手の電話番号	
公衆電話からの発信	相手の電話番号	「非通知」、「コウシュウデンワ」または「C」	
	「186」+相手の電話番号		
	「184」+相手の電話番号		
国際電話などで電話番号を通知出来ない通話	相手の電話番号	「表示圏外」、「ヒョウジケンガイ」または「O」、「S」	
	「186」+相手の電話番号		
	「184」+相手の電話番号		

注:ご利用の通信機器によって表示内容が異なる場合があります。

- 一部通信事業者(移動体通信事業者、IP 電話事業者含む)経由の通話、一部を除く国際電話など電話番号を通知出来ない電話、及び公衆電話からの通話については電話番号は表示されず、電話番号を通知できない理由※がディスプレイに表示されます。
※「公衆電話」、「表示圏外」等

- 掛けてきた相手の利用電話回線が「通常非通知」のご契約になっている場合や電話番号の前に「184」を付けて掛けてきた場合など、掛けてきた相手の意思により電話番号を通知しない通話については電話番号は表示されず「非通知」表示となります。

- 電話を掛けてきた相手の方がIP 電話から電話を掛けてきた場合、電話番号および電話番号を表示出来ない理由※については、各IP 電話事業者により異なります。また、表示された電話番号に折り返し電話を掛けても繋がらない場合があります。(接続の可否及び時期については各IP 電話事業者により異なります。)
※「非通知」、「表示圏外」等

- ご利用の通信機器によっては、IP 電話をご利用中に加入電話に電話が掛かってきても、電話番号も電話番号を表示出来ない理由も表示されない場合があります。

他のネットワークサービスと併せてご利用頂く場合の留意事項

発信専用サービス

- 発信専用の回線は着信しないため、電話番号の表示は出来ません。

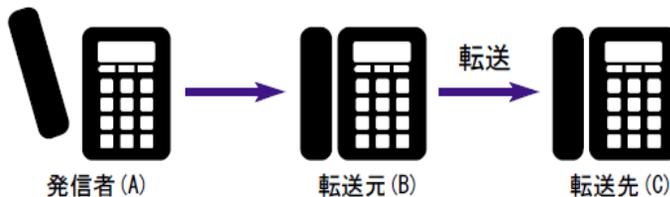
迷惑電話おことわりサービス

- 迷惑電話おことわりサービスを利用中に、おことわりリストに登録している電話番号から掛かってきた場合、全てメッセージ応答し、電話番号は表示されません(着信しません)。

自動着信転送サービス/識別自動着信転送サービス

- 転送先への電話番号の表示については、転送の設定状況により以下ようになります。また、転送の状況に関わらず、発信者が電話番号を通知している事が条件となります。

[転送先(C)が発信電話番号受信サービスを契約している場合]



転送先(C)には発信者(A)の電話番号が表示されます。

※携帯電話への転送については、一部の事業者において電話番号の表示が可能となっております。

代表機能

- いずれの回線で着信しても電話番号を表示させるには、全回線に発信電話番号受信サービスの契約が必要です。

F ネット

- F ネットの無鳴動着信の場合、電話番号は表示されません。
- F ネットの識別番号「161」が表示されます。

提供条件・ご利用上の注意

〈提供条件〉

- 発信電話番号受信サービスのご契約が必要です。

〈対象となる着信〉

- 一部通信事業者(移動体通信事業者、IP 電話事業者含む)経由の通話、一部を除く国際電話など電話番号を通知出来ない通話及び公衆電話からの通話については電話番号は表示されず、電話番号が通知されない理由※がディスプレイに表示されます。

※「表示圏外」、「公衆電話」

- 掛けてきた相手の利用電話回線が「通常非通知」のご契約になっている場合や電話番号の前に「184」を付けて掛けてきた場合など、掛けてきた相手の意思により電話番号を通知しない通話については、電話番号は表示されず、「非通知」などと表示されます。

- 電話を掛けてきた相手の方がIP 電話から電話を掛けてきた場合、電話番号及び電話番号を表示出来ない理由※については、各IP 電話事業者により異なります。また、表示された電話番号に折り返し電話を掛けても繋がらない場合があります。(接続の可否および時期については各IP 電話事業者により異なります。)

※「非通知」、「表示圏外」等

〈ご利用の注意〉

- 発信電話番号受信サービスのご利用には、弊社へのお申し込みと発信電話番号受信サービスに対応した電話機やTA(ターミナルアダプタ)などの通信機器の設置とその設定が必要です。
- ダイヤルイン等の番号をご利用の方からの着信の場合、相手の方のダイヤルイン等の番号と異なった番号が表示される場合があります。
- 総務省(旧郵政省)が定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を遵守してご利用ください。

【番号通知要請サービスについて】

- 番号通知要請サービスとは、電話番号を通知しないで掛けてきた相手に、電話番号を通知して掛け直すよう音声メッセージで応答するサービスです。

■音声メッセージの内容■

「こちらは〇〇〇△△△□□□□[※]です。恐れいりますが、電話番号の前に、186をつけてダイヤルするなど、あなたの電話番号を通知してお掛け直し下さい。」（音声メッセージは2回流れます。）

※番号通知要請サービスご契約者の電話番号

- メッセージによる応答時には、呼び出し音は鳴りません。
- メッセージによる応答時には、掛けてきた相手に通常の通話料金が掛かります。
- 一部通信事業者（移動体通信事業者、IP電話事業者含む）経由の通話、一部を除く国際通話など電話番号を通知出来ない通話及び公衆電話からの通話については、メッセージ応答せず、そのまま着信します。
- 番号通知要請サービス契約者がお話し中の場合も、番号通知要請サービスは機能します。

ご利用上の注意

- 番号通知要請サービスをご利用になる場合は、通信機器(TA:ターミナルアダプタなど)が番号通知要請サービスの開始/停止を行う機能(ステミュラスプロトコル手順)をサポートしている必要があります。
- 番号通知要請サービスのご契約には、発信電話番号受信サービスのご契約も併せて必要です。
- 番号通知要請サービスを開始するには、お客様ご自身でダイヤル操作して頂きます。
- サービスのご利用時はお客様の開始・停止の設定が必要です。(契約時は停止状態です)
- 総務省(旧郵政省)の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重してご利用願います。

番号通知要請サービスの操作手順

●ご契約時は停止状態です。ご利用頂く前に「開始」の設定をして下さい。

①受話器を上げて **1** **4** **8** をダイヤル。



ガイダンス

「現在、このサービスは停止／開始しています。サービスの停止は数字の **0**、サービスの開始は数字の **1** を押して下さい。」

※ガイダンスが流れる前に「0」や「1」をダイヤルすると、正常に作動しない場合があります。
※ガイダンスの途中でも、「0」か「1」のどちらかのダイヤル操作を行えば、ガイダンスを聞かずに次の操作を行うことができます。

開始する時

②数字の **1** をダイヤル。



ガイダンス

「サービスを開始致します。」

③設定完了。受話器をお掛け下さい。

停止する時

②数字の **0** をダイヤル。



ガイダンス

「サービスを停止致しました。」

③設定完了。受話器をお掛け下さい。

※番号通知要請サービスの開始/停止の操作には、通話料金は掛かりません。
※ガイダンスは2回流れます。

- 番号通知要請サービスをご利用になる場合は、通信機器(TA:ターミナルアダプタなど)が番号通知要請サービスの開始/停止を行う機能(ステミュラスプロトコル手順)をサポートしている必要があります。
- サービスのご利用時はお客様の開始・停止の設定が必要です。(契約時は停止状態です)
- メッセージによる応答時は電話機の呼び出し音は鳴りません。またその場合、掛けてきた相手には通常の通話料金が掛かります。
- 一部通信事業者(移動体通信事業者、IP電話事業者を含む)経由の着信、一部を除く国際電話など電話番号を通知できない着信および公衆電話からの着信についてはメッセージ応答せず、そのまま着信します。
- 総務省(旧郵政省)の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重してご利用願います。

他のネットワークサービスと併せてご利用頂く場合の留意事項

迷惑電話おことわりサービス

●迷惑電話おことわりサービスを利用中に、おことわりリストに登録されている電話番号から掛かってきた場合、迷惑電話おことわりサービスのメッセージで応答します。

自動着信転送サービス／識別自動着信転送サービス

●自動着信転送サービス、識別自動着信転送サービスの利用中に電話番号を通知しないで掛かってきた場合、電話は転送されずに、番号通知要請サービスのメッセージで応答します。

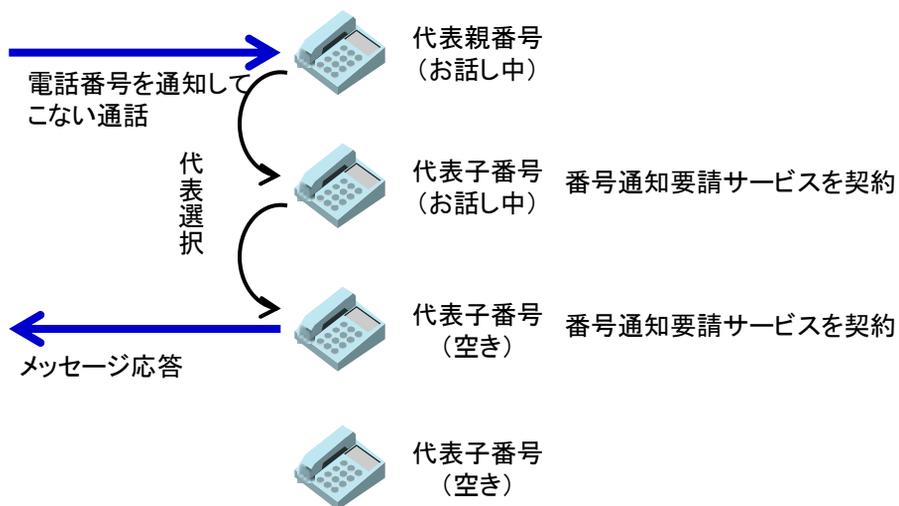
代表機能

[代表親番号のみにご契約の場合]

●代表親番号に電話が掛かってきても代表親番号の契約者回線がお話し中の場合は、代表機能が作動し空いている代表子番号で着信します。着信した代表子番号に番号通知要請サービスの契約が無い場合は電話番号を通知しない通話であってもメッセージ応答しません。(電話番号を通知しないすべての通話に番号通知要請サービスのメッセージで応答する為には、同一代表群内すべての契約者回線に番号通知要請サービスのご契約が必要です)

[代表子番号のみにご契約の場合]

●代表選択された子番号が空いていれば、電話番号を通知しない通話に対して、番号通知要請サービスのメッセージで応答します。



◆全てお話し中の場合は、電話は繋がらず、掛けた方には「プーツ、プーツ...」というお話し中の音が聞こえます。

「発信者個人情報保護ガイドライン」について

総務省(旧郵政省)は、本サービスにより通知された電話番号が不当に利用される事を防止するため、平成8年11月に「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を制定しました。このガイドラインは、本サービスの事業用利用者を対象とし、番号情報の適正利用を促しています。総務省は同年11月に関連業界に対しガイドラインの周知を行いました。弊社では、発信電話番号情報を適正にご利用頂く様、サービスをご利用頂くお客様に対して、ガイドラインをご理解頂く様、努めると共に、電話サービス契約約款などに盛り込みました。「発信者情報通知サービスのご利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重してご利用願います。

■発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン

1.目的

このガイドラインは、発信電話番号等発信者に関する個人情報を通知する電気通信サービス(以下「発信者情報通知サービス」という。)の利用者を対象として、通知を受けた個人情報の取扱いに関する基本的事項を定める事により、発信電話番号等発信者に関する個人情報及びこれに結合して保有される個人情報を保護する事を目的とする。

2.定義

(1)発信者個人情報

発信者情報通知サービスにより通知される個人に関する情報であって、当該情報に含まれる電話番号、氏名、生年月日、その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号、影像又は音声により当該発信者を識別出来るもの(当該情報のみでは識別出来ないが、他の情報と容易に照合する事が出来、それにより当該発信者を識別出来るものを含む。)をいう。

(2)事業用サービス利用者

発信者情報通知サービスを利用する法人その他の団体及び自己が営む事業において発信者情報通知サービスを利用する個人をいう。但し、国及び地方公共団体を除く。

(3)記録

コンピューター等による自動処理を行うかどうかに関わらず、通知された発信者個人情報を後に取り出す事が出来る状態で保存する事をいう。但し、発信者に対して折り返し通信を行う目的で一時的に発信者個人情報を保存する場合を除く。

3.発信者個人情報の記録の制限等

(1)事業用サービス利用者は、発信者個人情報を記録する場合には、記録目的を明確にし、その目的の達成に必要な範囲内で行わなければならない。

(2)事業用サービスの利用者は、発信者個人情報の記録を行う場合、情報主体に対し、発信者個人情報を記録する事及び記録目的を告げなければならない。但し、情報主体が既にこれを知っている場合はこの限りではない。

(3)事業用サービス利用者は、コンピューター等による自動処理により発信者個人情報の記録を行う電話番号についても、誰もが知り得る簡便で解かり易い方法で周知しなければならない。

4.発信者個人情報の利用の制限

事業用サービス利用者は、記録目的の範囲を超えて、発信者個人情報を利用してはならない。

5.発信者個人情報の提供の制限

事業用サービス利用者は、発信者個人情報を外部へ提供してはならない。但し、次のいずれかに該当する場合には、記録目的に関わらず、当該個人情報を外部へ提供する事が出来る。

(1)発信者が外部への提供について同意した場合

(2)法令の規定により提供が求められた場合

6.不当な差別的扱いの制限

事業用サービス利用者は、発信者情報通知サービスの利用に際し、不当な差別的取扱いを行ってはならない。

7.発信者個人情報の適正管理

(1)事業用サービス利用者は、記録目的に応じて発信者個人情報の正確性を保つよう努めなければならない。

(2)事業用サービス利用者は、発信者個人情報への不当なアクセス、その紛失、破壊、改ざん、漏洩等に対して適切な保護措置を講じなければならない。

(3)事業用サービス利用者は、発信者個人情報の処理を外部に委託する場合には、契約等の法律行為に基づき、当該発信者個人情報に関する秘密の保持等に関する事項を明確にし、個人情報の保護に十分配慮しなければならない。

8.事業用サービス利用者の発信者個人情報の開示および訂正・削除

(1)事業用サービス利用者は、情報主体から自己に関する発信者個人情報の開示の請求があった場合、本人である事を確認した上でこれに応じなければならない。

(2)事業用サービス利用者は、発信者個人情報に誤りがある、情報主体から訂正・削除を求められた場合、正当な理由なく、その請求を拒んではならない。

(3)事業用サービス利用者は、発信者個人情報の誤りを訂正・削除するまでは、その情報を利用してはならない。